

## 授業料等の減免と給付奨学金の 学業成績に関する申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料及び入学金の減免（以下「授業料等の減免」という。）、および日本学生支援機構・給付奨学金（以下「給付奨学金」という。）の学業成績について必要な事項を定める。

(適格認定)

第2条 授業料等減免と給付奨学金の学業成績に関する適格認定の基準を以下の通りとする。

<廃止> 支援の打ち切り、返還が必要な打ち切り

- (1) 就業年限では卒業できないことが確定した場合。
- (2) 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である場合。
- (3) 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合。
- (4) 次に示す<警告>区分に該当する学業成績に連続して該当する場合。

<警告> 支援は継続するが、学業成績の向上に努力をするように指導する

- (1) 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること  
前項の<廃止>区分の(2)に掲げる基準に該当するものを除く。
- (2) 美容学科の教育課程と密接に関連し、美容師国家資格が学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する美容師国家資格を十分に取得できる水準に満たないGPAが下位10%以下である場合。
- (3) 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合。

前項の<廃止>区分の(3)に掲げる基準に該当する場合を除く。

<継続> 支援の継続

前項の<廃止><警告>区分以外の場合

(判定時期)

第3条 学業成績に関する適格認定の判定は半期ごとに実施し、その判定結果は当該年度10月、および翌年度4月から授業料等と給付奨学金に反映する。

(定めのない事項)

第4条 この申合せに定めのない学業成績に関する事項については、大学等における修学の支援に関する法律、同施行令及び同施行規則の定めるところによるものとする。

附 則

この申合せは、令和2年10月1日から施行する。